

令和6年3月8日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制
及び公費支援等について
(国事務連絡のご案内)**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、令和6年3月末までを対象期間として、現行の「移行計画」を見直した上で、通常の医療提供体制へ段階的に移行することとされてきました。

今般の通知は、各都道府県において着実に移行が進められたとして、令和6年3月末をもって通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、令和6年4月以降、通常の医療提供体制とすることとした上で、各都道府県にその取扱いが示された旨、知らせるものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要 ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)